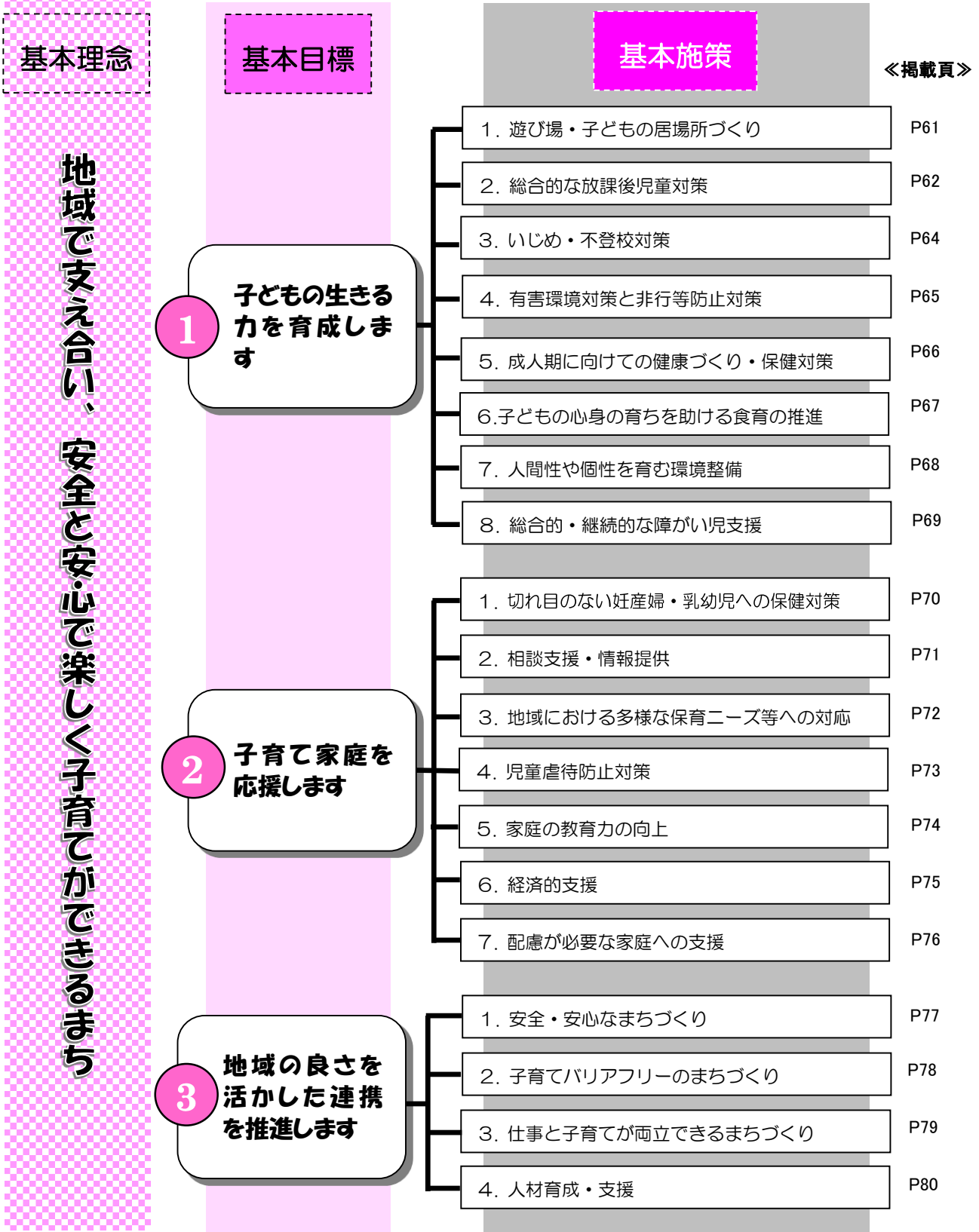


第4章 子ども・子育て支援施策の推進

■ 施策の体系



基本目標1 子どもの生きる力を育成します

1. 遊び場・子どもの居場所づくり

《現状と課題》

都市化が進み、子どもの成長にとって大切な遊び場や自然と接する機会・場が減少し、ゲーム機やインターネットの普及とも相まって、屋内での遊びや一人で遊ぶ子どもが増加しています。その結果、子どもの体力の低下や、社会性が育ちにくいという状況が生じています。

アンケート調査結果によると、丸亀市が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人の理由については、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が最も多くなっています。

本市には、公園（148か所）、地域の遊び場（14か所）、児童館（6か所）があるほか、乳幼児に遊びを提供する場として、地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センターやひろば）などがあります。また、スポーツ少年団や子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト活動などの団体活動も、異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所として重要な役割を担っています。

子どもの健やかな育成のためには、年齢に応じて、遊びを通した子ども同士の交流や、自然や社会とのふれあい、文化・芸術・スポーツ活動などの豊かな体験を積み重ねることが欠かせません。そのため、子どもがいいきと安心して遊べる場の整備や仲間づくり、また、さまざまな体験ができる機会と場の提供を、家庭、地域、行政が協働して進める必要があります。

《今後の方針》

- 継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場（児童公園など）の適切な維持管理に努めます。
- 児童館において、遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取組めるよう支援します。また、一部、指定管理者制度の導入も含め、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。
- 地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子どもの団体活動を推進します。

《主な取組み》

- 児童館事業（子育て支援課・人権課）
- 遊び場の整備（都市計画課・子育て支援課）
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課・幼保運営課）
- 子ども会活動等の団体活動（市民活動推進課）

2. 総合的な放課後児童対策

《現状と課題》

本市では、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童について、家庭に代わる安心して過ごせる生活の場として、島しょ地域を除くすべての小学校区において「青い鳥教室」を実施しています。また、地域の子どもの対象として、放課後や週末などに、地域の方の参画を得て、学習・スポーツ・文化活動などを行う「放課後子ども教室」事業を7校区7か所で実施しています。

国においては、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して『放課後子ども総合プラン』を策定し、これを踏まえ、市町村において、「全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室などの活用や、教育と福祉との連携方策などについて検討しつつ、一体型を中心とした放課後児童クラブ（青い鳥教室）及び放課後子ども教室を計画的に整備する。」とされました。

本市においても、国の『放課後子ども総合プラン』に基づき、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後児童対策を検討していく必要があります。

《今後の方針》

- 「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。（「青い鳥教室」についてはP46・47に詳細を記載。）
- 「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討します。

《主な取組み》

- 放課後子ども総合プランの推進（教育部総務課）

■ 青い鳥教室・放課後子ども教室の実施状況

(単位：教室)

小学校区	青い鳥教室	放課後子ども教室	小学校区	青い鳥教室	放課後子ども教室
城乾	1	1	飯野	1	1
城坤	2	1	垂水	2	
城北	1		岡田	1	
城西	2		栗熊	1	
城南	2		富熊	1	
城東	2	1	飯山南	2	1
郡家	2		飯山北	2	1
城辰	1	1	合計	23 教室	7 教室

資料：平成26年度現在

■ 青い鳥教室一覧

(単位：人)

中学校区	教室名	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
東中学校区 〔5 教室〕	城乾青い鳥教室	21	13	9	3	46
	城北青い鳥教室	16	13	10	7	46
	城東第1 青い鳥教室	19	24	11	6	60
	城東第2 青い鳥教室	14	21	13	5	53
	飯野青い鳥教室	20	17	19	2	58
西中学校区 〔5 教室〕	城坤南青い鳥教室	16	15	13	2	46
	城坤北青い鳥教室	13	15	18	3	49
	城西第1 青い鳥教室	19	21	25	0	65
	城西第2 青い鳥教室	11	16	9	4	40
	城南第1 青い鳥教室	21	15	15	5	56
南中学校区 〔6 教室〕	城南第2 青い鳥教室	13	12	12	1	38
	郡家第1 青い鳥教室	19	20	22	2	63
	郡家第2 青い鳥教室	20	20	18	4	62
	城辰青い鳥教室	16	20	14	6	56
	垂水東青い鳥教室	18	10	11	0	39
綾歌中学校区 〔3 教室〕	垂水西青い鳥教室	13	17	11	4	45
	岡田青い鳥教室	23	19	5	3	50
	栗熊青い鳥教室	8	8	7	1	24
飯山中学校区 〔4 教室〕	富熊青い鳥教室	18	24	10	5	57
	飯山南第1 青い鳥教室	11	12	5	5	33
	飯山南第2 青い鳥教室	6	7	11	3	27
	飯山北第1 青い鳥教室	28	15	11	2	56
	飯山北第2 青い鳥教室	18	13	13	8	52
合計		381	367	292	81	1,121

資料：平成26年3月1日

注記：城南小学校区については、表記上、西中学校区と南中学校区とに分けて記載している

3. いじめ・不登校対策

《現状と課題》

いじめは、恐喝や暴力といった目に見えるものから、無視や仲間はずれといった目に見えにくいもの、さらにはインターネット上での誹謗中傷などさまざまです。それらが深刻化してくると、受け手は不登校となったり、最悪の場合は自死にまでに発展してしまうこともあります。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月より施行されました。同法第2条で、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。以前の文部科学省の定義と違うのは、「自分より弱いものに対して一方的に」「継続的に」という文言が削除されたことと、「心理的、物理的な攻撃」が「心理的又は物理的な影響を与える行為」と変更されていること、さらに、インターネット上でのいじめも含んでいることです。つまり、いじめが従来に比べ広い範囲の行為であることが定義されたのです。

いじめ問題は、日頃からいじめを生まない土壌をつくることはもちろんのこと、早期発見・早期対応が重要です。そのため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関が相互の信頼関係を築き、子どもが相談しやすいように努めるとともに、ささいな兆候であっても見逃さないようにすることが大切です。

また、不登校は、学校へ行くのが一時的に嫌になっただけですぐに復帰できる場合や、長期的な不登校又はひきこもりとなってしまう場合があります。その原因や背景は、いじめや友だち関係、学習の遅れなどの学校生活上の問題や家庭環境など多様であるため、不登校になってしまった子ども一人ひとりに対して理解を深め、心に寄り添い対応していく必要があります。

《今後の方針》

- 児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相談体制の充実を図ります。
- 不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を癒すとともに、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰ができるよう努めます。
- いじめの被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。

《主な取組み》

- いじめ・不登校等心の相談（学校教育課）
- 教育支援センター（学校教育課）
- カウンセリング（学校教育課）
- スクールソーシャルワーカー（学校教育課）

4. 有害環境対策と非行等防止対策

《現状と課題》

近年、スマートフォンなどの普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっているほか、身近な場所において、性や暴力などに関する過激な内容のDVDやコンピュータソフトなどが販売されており、子どもに悪影響を及ぼしています。

本市では、市内22地点に白ポストを設置し、地域の協力を得て有害図書・ビデオ・DVDを回収するなど、有害環境対策に努めています。今後は、ネット上の有害情報から子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話やパソコンのフィルタリング利用や、裏サイトの監視なども求められています。

また、マスコミ報道で頻繁にとりあげられている「危険ドラッグ」をはじめとする薬物の乱用、氾濫が社会問題となっています。一方、子どもによる暴力行為、軽犯罪も多発しており、子どもが加害者となる悲惨な事件も発生しています。

本市では、少年犯罪や子どもの非行を未然に防止するために、補導員、教員、警察、地域住民が合同でパトロールや補導活動を行っているほか、少年育成センターでは、非行などの問題行動に対して、子ども本人や保護者などからの相談に電話又は来所で対応しています。

これらの有害環境対策や子どもの問題行動については、学校での対応にとどまらず、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して問題に取り組んでいく必要があります。

《今後の方針》

- 白ポストや携帯電話・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。
- 子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもたちが集まりやすい場所などを巡回し、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。
- 相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・中高校の児童・生徒に配布し広報に努めます。
- 「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。

《主な取り組み》

- 有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発（少年育成センター・学校教育課）
- 情報モラル教育（学校教育課）
- 補導活動（少年育成センター）
- 少年相談（少年育成センター）

5. 成人期に向けての健康づくり・保健対策

《現状と課題》

近年、動脈硬化を引き起こす危険因子であり、おとな特有の病気と思われてきた、高脂血(脂質異常)、高血圧、肥満などの子どもが増えてきており、生涯にわたる健康づくりのためにも、正しい生活習慣を身につけることが求められています。

また、思春期は身体面・精神面で急激に成長、変化する時期であり、心や身体についてさまざまな問題が生じやすい時期です。この時期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要となってきます。

性行動についても低年齢化が進んでおり、10代の人工中絶も増加しています。本市では、小・中学校において性教育や性の悩みなどに対する相談対応を行っていますが、今後も引き続き、性に関する基本的な内容を、子どもの発育・発達に応じて正しく理解させるとともに、子どもが生命の尊さを学び、自分自身や他の人を尊重していくことが重要です。

また、飲酒・喫煙さらには薬物乱用などの問題の増加や、心身症、不登校、ひきこもり、10代の自死や不健康痩せなど、思春期特有の問題も深刻化してきています。

関係機関による連携を強化し、子どもに対する正しい知識の普及・啓発や、心の健康相談などの充実努める必要があります。

《今後の方針》

- 小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を進めます。また、今後は中学生を対象にするなど、事業の拡大を検討します。
- 子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を充実します。
- 小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。
- 心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。保護者を対象とした講話などを実施し、家庭における児童生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。
- 中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、体験を通して自分の命の大切さとともに赤ちゃんの命について考える学習を進めます。

《主な取組み》

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ●小児生活習慣病対策（学校教育課） | ●性教育（学校教育課） |
| ●思春期メンタルヘルス（学校教育課） | ●思春期保健教育（学校教育課・健康課） |

6. 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

《現状と課題》

近年、欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しています。乳幼児期の食事の摂り方や食習慣は、将来の健康や人間性に大きい影響を及ぼします。また、健康な子どもを生み育てるためには、母親が妊娠・出産期にバランスのとれた良い食事をとることも大切です。

そこで、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、ライフステージに応じた食育に取組み、子どもから大人まで、市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるようになることが重要です。中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

また、食育は、健康面だけでなく、給食や家庭での望ましい食習慣を通じて、マナーを身につけ、食べ物の大切さや食料の生産、地域の伝統的な食文化などについての知識を得るなど、子どもの心の発達にも寄与します。

子どもの心身の育ちを助ける食育に、保健分野や教育分野と連携しながら、地域全体で取り組む必要があります。

《今後の方針》

- 健康な子どもを生み育てるために、妊娠・出産期からバランスの良い食事をとれるよう、教室の開催、啓発・情報提供に努めます。
- 子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。

《主な取組み》

- 妊産婦の食育（健康課）
- 子どもの食育（健康課・幼保運営課・学校教育課・学校給食センター・市民活動推進課）

7. 人間性や個性を育む環境整備

《現状と課題》

乳幼児期においては、幼稚園・保育所・認定こども園や地域の子育て施設などにおいて、集団の中で生きる力の基盤となる心情、意欲、態度を身につけていきます。また、就学後は、学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通して、規範意識や社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。

子どもたちが、それぞれの年齢に応じて、感性や好奇心、探究心を醸成できる遊びや体験・学習の場などを整備し、豊かな人間性や個性を育ていけるようにすることが大切です。

《今後の方針》

- 図書館では、ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。
- 美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの感性や創造力を育むことができるように努めます。
- 市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を実施することで本物の文化芸術に触れる機会を提供します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、世代間交流を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。
- 子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進します。

《主な取組み》

- 図書館事業（図書館）
- 文化芸術鑑賞の機会の提供（文化観光課）
- 異年齢交流・異学年交流・世代間交流（幼保運営課・学校教育課）
- 人権教育・啓発（幼保運営課・学校教育課）
- 子どもの体力づくり（学校教育課・スポーツ推進課）

8. 総合的・継続的な障がい児支援

《現状と課題》

近年、特別支援学級に在籍する子どもや、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの数が増加しています。

特別な支援を必要とする子どもの増加に伴い、社会生活を営む上での特別な配慮の必要性は徐々に認識されつつありますが、支援手法の確立や専門的知識をもった人材の確保は進んでいない状況となっています。

そこで、本市では、障がいのある子どもに対して、特別支援教育や障がい児保育などを実施するとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを提供し、子どもの育ちを支援してきました。また、発達障がいのある子どもに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行える体制の整備に努めてきたところです。

共生社会の形成に向けて、障がい児支援や特別支援教育並びに障がい児保育を発展させていくことが必要です。障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、地域においてさまざまな子どもとふれあいながら心身ともに健やかに育っていけるよう、保健、医療、福祉、教育の分野が相互に連携し、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じて、また、障がいに応じて、一貫性・継続性のある支援が必要です。

《今後の方針》

- すべての障がいのある子どもが、障がいの程度や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。
- すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。
- 障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。
- 発達上、障がいのある子どもについては、親が早期に障がいがあることを認識し、早期対応することで、子どもの育ちに大きな影響があることから、関係機関と連携をとりながら、相談や指導の充実を図り、障がいの早期発見、早期療育に努めます。

《主な取組み》

- 発達相談（健康課）
（こども相談、ことばの相談など）
- 特別支援教育・障がい児保育（幼保運営課・学校教育課）
- 発達障がい児支援（幼保運営課・学校教育課）
- 障がい福祉サービス（福祉課）
（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援など）

基本目標2 子育て家庭を応援します

1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

《現状と課題》

仕事をする女性の増加や晩婚化、核家族化の進行に伴う家族力の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを育てる環境が変化してきています。そのため、より身近な場で妊産婦や乳幼児を支える仕組みづくりを行い、家族力を高めるなど、産前産後のサポート体制や育児不安への支援を充実することが必要です。

また、妊娠期を健康で過ごすことは、低体重児出生の予防にもつながります。すべての子どものそれぞれの成長の節目に発達の様子を確認し、子どもの育ちを支援することが必要です。

次代を担う若い世代が子どもを安全に育てられるよう、妊娠・出産から乳幼児期を通じた切れ目のない保健事業を推進するとともに、出産や育児に対する不安や悩みを軽減するための知識の普及や相談支援の充実が求められています。

《今後の方針》

- 安全で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。
- 子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。
- 妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時に応じて医療機関と相互に連絡をとり合い、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。
- 子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。

《主な取組み》

- | | | |
|-----------------|--------------------|-----------|
| ●母子健康手帳などの発行 | ●母子保健推進員・愛育班の育成・支援 | |
| ●【再掲】妊産婦の食育 | ●【再掲】子どもの食育 | |
| ●妊娠期からの飲酒・喫煙対策 | ●妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 | ●産後支援事業 |
| ●妊婦・乳幼児健康診査 | ●乳児家庭全戸訪問事業 | ●養育支援訪問事業 |
| ●妊産婦・乳幼児相談・健康教育 | ●予防接種 | ●乳幼児の事故防止 |
| ●小児医療 | ●歯科保健 | (以上、健康課) |

2. 相談支援・情報提供

《現状と課題》

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、非行など、親はさまざまな問題や悩みを直面しながら子育てをしています。

アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに多くが子育てについて何らかの不安や悩みを抱えています。子育てに関する相談機関の認知度や利用経験は低いことがわかりました。

育児や子育ての悩みを抱える保護者が孤立しないよう相談支援体制を拡充するとともに、保護者同士が情報交換をし、悩みを話し合えるよう、子育て親子の仲間づくりを進めることが大切です。また、必要な情報をすべての子育て家庭に伝えることができるよう、情報提供機能の強化を図る必要があります。

《今後の方針》

- 利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。
- 西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談センター、保健所、医療機関、警察などの関係機関と常に密接な連携を取り、家庭児童相談の充実を図ります。
- 発達相談については、行動面や情緒面などの発育・発達上でご相談のある方や、「言葉が出ない」「発音が気になる」といったことばについての相談など、今後も継続していきます。
- 地域子育て支援センターやつどいの広場を子育て支援の拠点施設として周知するとともに、子育て中の親子の交流、子育てに関する相談、援助を充実します。
- 子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。

《主な取組み》

- 利用者支援事業（子育て支援課）
- 家庭児童相談（子育て支援課）
- 【再掲】発達相談（こども相談、ことばの相談など）（健康課）
- 【再掲】発達障がい児支援（幼保運営課・学校教育課）
- 【再掲】地域子育て支援拠点事業（子育て支援課・幼保運営課）
- 子育て支援情報ホームページの作成・運営（子育て支援課）
- 【再掲】妊産婦・乳幼児家庭訪問事業（健康課）
- 【再掲】乳児家庭全戸訪問事業（健康課）
- 【再掲】妊産婦・乳幼児相談・健康教育（健康課）

3. 地域における多様な保育ニーズ等への対応

《現状と課題》

女性の社会進出や働き方の変化による共働き世帯の増加や、核家族世帯の増加などにより、保育所(園)の需要が高まっていますが、本市では、平成23年度以降、年度末には200人以上の待機児童が発生しており、早急に待機児童の解消を図る必要があります。

また、保護者の就労形態や生活スタイルの多様化に伴い、多様化する保育ニーズへの対応も求められています。本市では、これまで、乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイやトワイライトステイなどの保育サービスの拡充に努めてきましたが、一部の事業については、「実施施設が自宅から遠く利用しにくい。」といった声も聞かれます。

今後は、地域における需給バランスを考慮しつつ、「地域子ども・子育て支援事業(P43以降参照)」の更なる充実を図っていく必要があります。

《今後の方針》

- 待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取組み、地域バランスを考慮して計画的な施設整備を進めます。
- 乳児保育、時間外保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動事業などの地域子ども・子育て支援事業の量及び質の充実を図ります。
- 小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実を努めます。

《主な取組み》

- 待機児童の解消(幼保運営課)
- 乳児保育事業(幼保運営課)
- 時間外保育事業(幼保運営課)
- 一時預かり事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子育て短期支援事業〔ショートステイ、トワイライトステイ〕(子育て支援課)
- 子育て援助活動事業〔ファミリー・サポート・センター〕(子育て支援課)
- 病児・病後児保育事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子育てホームヘルプサービス(子育て支援課)

4. 児童虐待防止対策

《現状と課題》

子育てに関する不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などのさまざまな要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな社会問題となっており、本市においても、児童虐待に関する相談件数が増えています。

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、重症化する危険性が高くなります。地域の関係機関などが連携して、保護者の窮状や家庭の小さな変化などに早期に気づき、早い段階で適切に対応することができるようにする必要があります。

また、虐待の早期発見・早期対応から、保護・支援・アフターケアに至るまでの被虐待児・保護者への一貫した支援を充実させることが必要です。

■児童虐待対応人数

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ネグレクト	18	29	35
身体的虐待	15	26	33
心理的虐待	10	11	8
性的虐待	0	1	0
合 計	43	67	76

《今後の方針》

- 講演会の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。
- 保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待につながらないように、きめ細かな相談支援や仲間づくりに努めます。
- 西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。

《主な取組み》

- 人権教育・啓発（人権課・幼保運営課・学校教育課）
- 心の健康づくりと仲間づくり（健康課）
- 要保護児童対策地域協議会（子育て支援課）

5. 家庭の教育力の向上

《現状と課題》

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。家庭は、基本的な生活習慣やモラルの形成、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を身につける上で重要な役割を果たすものです。

ところが、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は従来のように親族や近隣から日常的な支援や助言を受けながら、実際の子育てを通して自然に子育て力を高め、「親」として成長していくことが難しくなっており、家庭における教育力の低下が指摘されています。

また、いじめや校内暴力、不登校、高校中退などのさまざまな問題については、学校だけで対処できるものではなく、家庭や地域の協力が必要であり、特に関係機関である PTA との連携強化が不可欠です。

子どもたちが自分らしく、健やかに成長していくために、家庭教育の重要性を認識し、地域や学校とのつながりの中で、家庭の教育力の向上に努める必要があります。

《今後の方針》

- 保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。

《主な取り組み》

- 家庭教育講座（市民活動推進課）
- 子ども講座（市民活動推進課）
- PTA との連携（学校教育課）

6. 経済的支援

《現状と課題》

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成23年）によると、理想の子どもの数をもたない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が圧倒的に多く、経済的負担が少子化の大きな原因の一つであることが明らかとなっています。特に、20歳代から30歳代の若い世代では所得が少ない家庭が多く、負担感が大きくなっています。このままでは、少子化はさらに進み、社会活力の低下につながり、地域経済の混迷などが続くことで、さらに少子化の進行に拍車がかかります。

本市では、中学校卒業（満15歳）までの子どもに対して、入院・外来ともに医療費の健康保険診療にかかる自己負担部分を助成したり、ひとり親家庭などにおける母・父・18歳までの児童にかかる医療費の健康保険診療にかかる自己負担分を助成するなど、子育て家庭の医療費にかかる負担軽減に努めてきました。また保育料についても、多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ってきました。さらに、妊娠を望みながら妊娠しない夫婦に対して、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成してきました。

今後も、親になる世代が経済的理由によって子どもをもつことを諦めないよう、また、経済的な理由により子どもが不利益を被らないよう、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう支援を行う必要があります。

《今後の方針》

- 平成26年4月1日より、本市のこども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げられたため、引き続き制度の周知を図ります。
- 不妊治療費やひとり親家庭等医療費の助成、保育料の軽減などの経済的支援に関する制度について、更なる周知を図り、利用促進に努めます。

《主な取組み》

- こども医療費助成制度（子育て支援課）
- 丸亀市こうのとりのり支援事業（健康課）
- ひとり親家庭等医療費助成制度（子育て支援課）
- 保育料の軽減（幼保運営課）

注記：国や県の制度は省いています。

7. 配慮が必要な家庭への支援

《現状と課題》

障がいや疾病の有無、貧富、国籍などに関わらず、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、子どもだけでなく、これらの子どもを抱える家庭を含めた支援が求められています。

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増加していますが、ひとり親家庭の多くは、社会的・経済的に不安定な状況に置かれ、生活は厳しいものになっています。また、平成26年7月に「子どもの貧困率」が16.3%と過去最高を記録したと公表されましたが、その多くがひとり親家庭、特に母子家庭となっており、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもの将来が閉ざされないようにしなければなりません。

障がいのある子どもを育てる家庭は、将来に対する不安、日々のストレスや身体的・経済的な負担感を抱えています。また、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた母子などは、より多くの支援や配慮を必要としています。さらに、子育てに不安や疑問を抱えながらも、気軽に相談できる相手がいない、相談場所を知らないという外国籍の家庭もあります。

本市においては、これらの家庭への支援として、母子（父子）家庭や寡婦などへの生活相談や指導をはじめ、日本語適応支援教室など、配慮が必要な家庭に対してさまざまな事業を実施していますが、さらに内容の充実を図るとともに、コミュニケーション不足や情報不足などが懸念されることから、制度や事業の周知を図る必要があります。

《今後の方針》

- ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。
- 障がいのある子どもを育てる家庭については、大きな不安感や負担感を抱き、悩み苦しむことにならないよう、相談支援、在宅や施設などの障がい福祉サービスを充実するとともに、経済的負担の軽減に関する国の制度の普及を図ります。
- ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた母子や地域で自立した生活が困難な母子など、社会的養護が必要な母子については、母子生活支援施設などに入所させるなど、自立に向けた専門的な支援を推進していきます。
- 外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。

《主な取組み》

- ひとり親家庭自立支援（子育て支援課）
- 【再掲】発達障がい児支援（幼保連当課・学校教育課）
- 【再掲】障がい福祉サービス（福祉課）
- 多言語による情報提供（子育て支援課ほか）

基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します

1. 安全・安心なまちづくり

《現状と課題》

近年、子どもを狙った犯罪が多発しており、また、子どもが交通事故の被害者となることも少なくありません。

本市では、子どもの交通事故防止のために、幼稚園や保育所（園）、学校における交通安全教育や地域の交通安全運動を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図っています。また、子どもが不審者に声をかけられたり、被害を受けそうになったときに助けを求める場所として「こどもSOS」を小・中学校通学路にある事業所や住宅などに協力を依頼して設置しているほか、地域住民による防犯パトロール隊など、地域ぐるみで子どもの安全確保を図っています。

今後も、子どもが犯罪や事故から自分の身を自分で守ることができるよう、意識啓発を進めるとともに、地域の人々が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪などの被害から守ることができるようなまちづくりを進めることが大切です。

■ 交通事故発生件数の推移

（単位：件）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
交通事故発生件数 (県内順位)	1,580 (ワースト 2 位)	1,478 (ワースト 2 位)	1,475 (ワースト 2 位)

資料：香川県警察(各年 12 月末)

《今後の方針》

- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。
- 道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと、点検を行い、随時改善していきます。
- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。

《主な取組み》

- 交通安全施設の整備（建設課）
- 交通安全指導・啓発（環境安全課）
- 通学路のカラー化（建設課）
- 不審者情報の提供（環境安全課・少年育成センター）
- 防犯パトロール（環境安全課）
- 防犯意識啓発（環境安全課）
- 緊急避難場所「こどもSOS」の設置（少年育成センター）

2. 子育てバリアフリーのまちづくり

《現状と課題》

安心して出産し、子育てをするためには、妊産婦や乳幼児連れであっても、安心して外出できる生活環境が必要です。本市では、これまで道路や駅舎、公共施設のバリアフリー化や、公共施設における授乳室やおむつ替えスペースの設置を進めてきました。今後も、安全面に考慮しつつ、妊産婦や子育て家庭の外出に配慮した施設整備を進める必要があります。

また、妊産婦や乳幼児連れの親子に対する周囲の人の配慮を喚起するために、本市においては妊婦にマタニティグッズを配布しています。

ハード面だけでなく、妊産婦への配慮、ベビーカーの使用や子ども連れの親子の外出への理解の促進など、ソフト面も含めた子育てバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

《今後の方針》

- 妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消などのバリアフリー化、また、危険防止のための手すりの設置などに努めます。
- 公共施設をはじめ、日常的に外出頻度の高い身近な施設において、授乳やおむつ替えに必要なスペース、子ども用トイレなどの整備を促進します。
- 妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守り、必要なときには手助けするような地域づくりを進めます。

《主な取組み》

- 歩道等のバリアフリー化の推進（建設課）
- 公共施設における授乳室等の整備促進（公共施設管理課）
- マタニティマークの活用（健康課）

3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり

《現状と課題》

働く女性が増加し、「仕事と子育ての両立の難しさ」が少子化の原因の一つと指摘されています。また、子どもをもって働き続ける女性が多くなっているにも関わらず、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。

会社や社会において、子どもを育てる責任と喜びを分かち合うためには、男性も含めた働き方の見直しを進めるとともに、安心して預けられる、利用しやすいきめ細かな保育サービスの提供や、仕事と子育ての両立がしやすい職場環境の整備が必要です。

現在、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正などによって法的な整備は随分進みましたが、アンケート調査結果によると、育児休業を取得した父親や、育児休業取得後に職場復帰した際に短時間勤務制度を活用した母親は少数です。また、仕事と子育てを両立していくためには何が必要かという問いに、「両立支援制度」よりも「上司や同僚など職場の理解」を挙げる人の方が多くなっています。

今後は、働く人の家庭環境、子育て環境などに配慮し、柔軟な働き方ができる制度を企業が導入するとともに、単に制度の充実だけでなく、取得や利用しやすい職場の雰囲気をつくる必要があります。仕事と子育てが両立しやすい企業文化の普及については、国や県と連携し、息の長い取り組みが必要です。

《今後の方向》

- 男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを進めます。
- 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。

《主な取り組み》

- 男女共同参画の推進（人権課）
- 労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励（産業振興課）
- 勤労者の福利厚生と企業への啓発（産業振興課）

4. 人材育成・支援

《現状と課題》

かつて、子どもは親以外のさまざまな大人に見守られながら成長していましたが、地域住民の連帯意識が希薄になったことで、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなり、地域の子育て力が低下してきています。

本市では、これまで、健康づくりを支援する母子愛育班や、登下校の見守りなどを行う地域組織、子ども会やボーイスカウト、ガールスカウトなどの団体が、人と人とのつながりを大切にしながら、地域において子育てを支援する活動を展開してきました。

地域には、まだまださまざまな知恵や技術をもった人が大勢います。また、何らかの形で地域に貢献したいと考える人々もいます。こうした人材を発掘・育成し、地域の子どもや子育て家庭を共に見守っていくための取組みにつなげていくことが重要です。

地域の子育て力を向上させるためには、地域の中で子育て支援に係るコミュニティ活動を担う人材や団体の育成が欠かせません。地域で暮らす子どもや子育て家庭のニーズを受け止め、支援するための人材や団体を確保・育成し、活動を支援することが必要です。

《今後の方針》

- 地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。
- 地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。

《主な取組み》

- 子育てボランティアの育成・支援（子育て支援課・幼保運営課）
- 地区組織・人材育成の仕組みづくり（健康課・子育て支援課・市民活動推進課）
- 子どもの体験活動等に関わる団体等への支援（市民活動推進課）
- 【再掲】子育て援助活動事業〔ファミリー・サポート・センター〕（子育て支援課）